

日本学生支援機構奨学金にかかる 在学届の提出について

日本学生支援機構奨学金の貸与終了後、進学や留年等で引き続き本学へ在学する場合、在学猶予の手続きをすることで在学中の返還期限を猶予することができます。対象者は期間内に手続きを行なってください。

例) 2019年3月に貸与終了となる場合・・・

- ・在学届を提出しない・・・7か月後の2019年10月に返還開始
- ・在学届を提出する・・・**在学中は返還猶予**、卒業7か月後に返還開始

対象者

- (1) 本校で貸与終了（辞退・廃止を含む）後も引き続き、進学、留年等で在学する学生
- (2) 他校で貸与終了後、本校に入学した学生

手続き方法

①か②、どちらかの方法で手続きを行なってください。

- ①スカラネット・パーソナルから「在学猶予」を提出する（別紙参照）
- ②「在学届」の様式に記入し、学生支援課へ提出する。
※様式は学生支援課で用意しています。

在学届の提出期限

2019年4月25日（水）までに、スカラネット・パーソナルから提出または「在学届(紙)」を学生支援課に提出してください。